

広島県告示第五百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和六年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地		
田中 満雄	さんらいずれつど マッサージ院	東広島市西条町 寺家五五九九番 地一シティーグ ランドA一〇七	あん摩マッ サージ指圧	令和六年二月 一日
広兼 美那	からだ元気治療院 東広島店	東広島市西条町 田口二九三二番 地四二	はり・きゆう	令和六年四月 一〇日